

新年会にご参加のみなさまからの「ひとこと」

1月26日、3年ぶりとなる大阪労働者弁護団新年会が開催されました。新年会に出席されたみなさまから、「①労弁に期待すること・労弁でやりたいこと、②今年の抱負・目標、③なんでもどうぞ」というお題で「ひとこと」を頂戴しましたので紹介します。

①労弁に期待すること・労弁でやりたいこと

【賛助団体】

\* 団交等で使用者側弁護士の言動が眼に余るものがある。使用者側と労働者側の弁護士が協議できるチャンネルを作れないか。\* 学習会・交流会を増やして欲しい。\* 労働者に寄り添った活動を期待する。\* 反弾圧運動の裁判での勝利を期待する。

【団員弁護士】

\* 障害労働者問題、外国人労働者問題にも取り組みたい。\* 民法協との集会をそろそろ開催してはどうか。\* 関連記事が載っているララ通信を関連する弁護士会に送ったらどうか。

\* 今年も昨年同様、労弁のためにやれることを精一杯やっていきたい。

②今年の抱負・目標

【賛助団体】

\* 海外に逃亡しない（昨年4～7月の間ピースボートで留守をして失礼しました）。\* 争議勝利 \* 春闘3万円 up! \* 組織の拡大・強化 \* 郵政ではパワハラが酷く、今年には会社の責任を追及しようと思っている。

【団員弁護士】

\* 昨年秋に門真市に法律事務所を開きました。労弁の先輩弁護士に分からないことを教えてもらいながらですが、今年はしっかり独立できるように頑張ります。\* 終活（還暦なので） \* 寒冷地手当について逆転勝訴をとる。\* 介護と仕事と労弁と。

③なんでもどうぞ

【賛助団体】

\* 労働者のための弁護団の存在は頼もしい。\* 人事院勧告が完全実施されないか、公務労働者の争議権を求めることはできないのか!? \* 労働委員会命令の不履行に罰則を求めることができないか。

【団員弁護士】

\* 11月の民弁交流が初海外です。\* 楽しみにしています。\* 精一杯努力しますのでよろしくお祈りします。

貴重な「ひとこと」をいただきありがとうございました。紙面の都合で掲載できなかったものも含め、今後の大阪労働者弁護団の活動の参考にさせていただきます。



2024年 4月1日 第158号

編集・発行/大阪労働者弁護団 代表幹事/弁護士 平方かおる

ホームページ <http://www.lalaosaka.com/> e-mail [lala-osaka1975@nifty.com](mailto:lala-osaka1975@nifty.com)

〒530-0047 大阪市北区西天満4-10-19 OPS西天満ビル603 電話: 06-6364-8620 FAX: 06-6364-8621

私たちの力で新しい労働運動を ~西谷敏教授の講演を受けて~

弁護士 奥山 泰行



西谷 敏 先生

3月9日、おおさかユニオンネットワークと大阪労働者弁護団の共催で「反組合的使用者に鉄槌を！」と銘打った集会が開催された。予想以上の参加者数で座席が足りないほどの盛況ぶりであり、関心の高さが窺われた。

前半は、大阪市立大学名誉教授である西谷敏先生による「労働組合の団体的行動の権利と限界」に関する講演であった。日本は法制度的には労働組合を「積極的に承認」する段階にあるが、実態としてはひとつ前の「放任」段階（労働組合やその活動を禁止する法律はないものの、一般法規を使って弾圧を行う段階）に逆戻りしつつあるとの

ご指摘や、組合活動の「正当性」が時代によって移り変わっていくものであり、その変化を敏感に捉えなければならないのご指摘などは、弁護士にとっても示唆に富んだものであった。

また、2020年のNHK調査によると労働組合を作ることが憲法上の権利であることを知っている回答した者がわずか18%しかいないことや、ストライキが極めて少ない現状などを憂えておられ、原因分析の必要性とともに、ひとりひとりがストライキに代わる現代に合った争議戦術に「知恵を絞る」ことの重要性も指摘された。

続いて、山紀会労働委員会事件について、福祉・介護・医療労働者組合の志賀直輝氏、同事件の裁判闘争について藤原航弁護士からの報告、関生事件について、全日建近畿地方本部・関西地区生コン支部書記長細野直也氏、同事件の刑事弾圧につ

目次
西谷敏教授講演会 ..... 1
組合つぶしを跳ね返した勝利和解 ..... 3
日雇い労働者の地位確認認め判決 ..... 4
関生支部組合員7名に無罪判決 ..... 5
民弁オンライン交流 李哲さん ..... 6
書評『長東日誌』 ..... 7
新年会参加者「ひとこと」 ..... 8
活動日誌・今後の日程 ..... 8

活動日誌

- 2/8 第4回幹事会
2/14 ハンドブック会議
2/15 労働判例研究委員会
2/16 非正規WP委員会・事務局会議
2/24 民弁とのオンライン交流
2/26 講座チーム会議・賛助交流チーム会議
2/28 公務員労働問題委員会・ハンドブック会議
2/29 海外交流委員会
3/9 西谷敏教授講演会
3/14 労働判例研究委員会・第5回幹事会
3/18 ハンドブック会議
3/19 ララ通信編集会議・賛助交流チーム会議
3/21 講座チーム会議
3/26 労働関連法制委員会
3/27 公務員労働問題委員会

- 5/9 (木) 17:00 第7回幹事会 (WEB会議)
5/17 (金) 16:30 事務局会議

\*\*La-La ららら\*\*

■2月24日の民弁とのオンライン交流会では、李哲さんのお話を聴くために労弁・民弁双方の弁護士約40名が参加しました。李哲さんには壮絶な闘いの一部を語っていただき、予定時間を超えて質問にもご回答いただきました。オンラインかつ通訳ありという方法はリアル形式よりも難しい面があったかと思いますが、このような方法で双方の弁護士が同じ話をともに聴きできたことは、交流を深めるにあたって貴重な機会となりました。李哲さん、ありがとうございました。■3月9日の集会企画チームでは大勢の出席を予想していましたが、予想以上に多くの方々にご参加いただきました。私自身は事件報告をするはずが、直前にコロナに罹り参加できなかったことが非常に残念でしたが、参加者それぞれが「反組合的使用者」への対処について考察を深め、報告記事にあるように互いに勇気づけられる非常に有意義な集会になったと思います。西谷教授、ご参加者いただいたみなさん、ありがとうございました。(知)



今後の日程

- 4/2 (火) 16:00 海外交流委員会 (WEB会議)
4/11 (木) 17:00 第6回幹事会 (WEB会議)
5/1 (水) メーデー

LA-LA通信に対するご感想やご意見は、メール(lala-osaka1975@nifty.com)やFAX(06-6364-8621)などで事務局までお寄せください。

いて久堀文弁護士からの報告があった。

内心ダメかもしれないと思いながらも精いっぱい  
のこをしてきたという久堀弁護士の「本音」  
には会場から笑いが起きる一幕もあったが、いず  
れも当事者が強い意思と覚悟をもって闘争に向  
き合ってきたことが感じられる熱のこもった報告  
であった。

また、村角明彦弁護士から東京のフジビグルー  
プ事件、福岡の虹ヶ丘学園事件など他府県での事  
件についての報告があり、森博行弁護士からは韓  
国の「黄色い封筒法」(労組法改正)を巡る闘い  
についての報告も行われたほか、会場からも現在  
進行中の取組み事案がいくつも報告され、熱心な  
意見交換が行われた。

中でも森弁護士の報告による韓国の闘争は、労  
働組合活動に関して労働者が約5億円もの賠償請  
求を受けたという事件について、ある市民が黄色  
い封筒(韓国の一般的な給料袋)に入れた5000  
円を送り、皆で少しずつ出し合って賠償しようと  
呼びかけたことから、労働組合法の改正運動に発  
展したというものである。一般市民の組合活動に  
対する理解の深さが日本とはかけ離れていること  
が実感できる事例であった。

本集会での議論は多岐にわたったが、今回の報  
告を通じて感じたことが三つある。

いずれも西谷先生が指摘されていることである  
が、一つ目は市民の労働組合活動に対する無理解  
がますます深まっているのではないかとすること  
である。組合加入率が極めて低いというだけで  
なく、ともすれば組合活動が敵視されるような状  
況である。労働組合があっても活動が低調となり  
がちな根本的な理由もここにあるのかもしれない。  
全くの私見であるが、これは学校教育が原因のよ  
うに思う。市民・労働者が無知であることを望ん  
でいるかのように、小学校から高校まで主権者教  
育も労働法教育も行われない。政権が変わらな  
い限り、根本的な改革がなされることはないよ  
うに思われるが、近時は弁護士会も高校への弁護



士の派遣授業などワークルール教育に取り組んで  
おり、私たち一人一人が何気ない日常のなかで家  
族や知人友人に労働組合活動に関する話をしてい  
くことも大事ではないかと思う。

二つ目は一般法規を利用した労働組合攻撃が広  
まっているのではないかということである。特に  
正当な組合活動に対して多額の損害賠償を請求す  
るいわゆるスラップ訴訟が目につく。かくいう私  
も現在、テナントビルの共用部分で宣伝ビラを配  
布した組合分会長が8400万円の損害賠償請求訴  
訟を提起された事件に対応中である。藤原航弁護  
士は「使用者は裁判の勝敗に関わらず、提訴する  
ことで一定の目的を達成している」と指摘してい  
る。まさにその通りであり、このような対応が一  
般化すれば、正当な組合活動に強い萎縮効果が生  
じる。労働組合と弁護士が協力し、発生した一つ  
一つの事件に強く対応していくことで、不当な対  
応はかえってダメージを受けるということを使用  
者に思い知らせることが必要であると強く感じた  
集会であった。

三つ目は、これらにもかかわらず、組合員が意  
気軒高だったことである。弾圧を受けた当事者で  
ある組合員、支援者ともに前向きな発言ばかりで  
あった。

会場からは「一人一人が労働組合活動を作り直  
していくしかない」という発言もあり、勇気づけ  
られる集会であった。

\*横断幕題字は大阪教育合同労働組合の寺田智英(白雲)さん

### 寄付のご報告

網本知晃弁護士から相談料寄付、藤原航弁護士  
から着手金寄付、久堀文弁護士・今山武弁護士  
から講師料寄付、在間秀和弁護士と佐伯良祐弁  
護士から顧問料寄付をいただきました。  
どうもありがとうございます。



### 書評

## 『長東日誌』

在日韓国人政治犯・李哲の獄中記



弁護士 武村 二三夫

韓国では、朴正熙大統領のもと、「漢江の奇跡」  
と呼ばれる高度経済成長が実現した。1973年朴  
大統領の政敵金大中が東京のホテルで拉致され、  
工作船で連行中日本の海上保安庁のヘリコ  
プターに追尾・照明弾を威嚇投下され、日本政府  
に拉致が判明したと悟った実行犯は殺害を断念し、  
ソウルで金大中を解放した。このことも刺激とな  
り、反独裁・反体制運動が韓国で全国的に広がる  
中、1974年民青学連のビラ配布に対して緊急措  
置第4号が発令され、253人が逮捕され、李哲、  
金芝河らが死刑宣告され、人革党関係者8名は実  
際に死刑が執行された。また取材にあたっていた  
日本人2名も内乱扇動罪等で懲役20年の判決を  
受けている。民青学連事件は韓国中央情報部ので  
ち上げであったことがのちに確認されている。

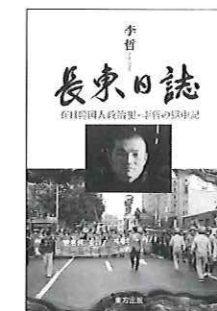
在日韓国人で母国に留学していた学生13人も  
このときスパイとして検挙されている。李哲氏は、  
熊本生まれで中央大学を経て高麗大学大学院に入  
学していたところ、1975年12月検挙され、拷問  
にあい、1976年5月第一審で死刑判決を受けた。  
関連して婚約者は実刑判決、記者1名が執行猶予  
の有罪判決をうけている。金大中夫人の勧めで弁  
護人を得て控訴審で無罪を主張するが同年控訴審  
でも死刑判決、1977年大法院で上告棄却となっ  
た。1979年夜中に突然房から引き出され死刑執  
行を覚悟したが、無期刑への減刑の通告だった。  
1988年ようやく出所し、翌89年帰日した。この  
間、李哲氏は、大邱矯導所(刑務所)では刑務官  
の18名に対する暴行に抗議して集団で断食を決  
行した。交渉を経てさらに長期囚等も加わり断食  
を再開し、集団暴行の新聞報道もなされ、副所長  
の監督責任も追及し、所長の謝罪を得て、勝利す  
るという獄中の戦いを展開した。

また李哲氏の婚約者の行動と成長は胸を打つ。  
李哲はスパイ活動のため交際をしたという当局側  
の嘘を信じず、拷問の末の李哲の虚偽自白によ  
って自身もスパイとされ実刑に服しながら、李哲を

信じて支援を続けた。民統連が釈放を求める名簿  
から在日同胞留学生スパイ団事件の被告を除外し  
たと聞き、「政府の発表を真に受けてスパイと決  
めつけるのか」と激しく抗議し、これを受け民統  
連の幹部は今までの活動を自問したという。

さらに拘留所や矯導所で一緒に収容されていた  
顔ぶれに驚く。在日同胞留学生スパイ団事件だけ  
でなく、金大中、金芝河、徐勝、南朝鮮民族解放  
戦線事件、1950年以後武装闘争を行った朝鮮人  
民遊撃隊、1964年第一次人民革命党事件、1979  
年統一革命党再建事件、南朝鮮労働党など、韓国  
の弾圧・抵抗の歴史がつながってくる。

最後に日本社会の支援活動を指摘しておきたい。  
李哲氏については15もの救う会が日本各地で組  
織されていた。大法院上告棄却の日大阪の救う会  
が抗議のデモを行い、これに関連して公務執行妨  
害罪で逮捕された事件を当時弁護士3年目の私達  
が担当した。その公判の起訴状朗読で、李哲をイ  
チョルと本国読みで読むかどうかでもめ、傍聴人  
に退廷命令がでた。またスパイ活動のため北朝鮮  
に行っていたとされた留学生が実はその時期日本  
国内で旅行していたというアリバイについて日本  
の弁護士が調査していると、当時日弁連人権擁護  
委員会で聞いていた。先日李哲氏に伺ったところ、  
これは李哲氏本人について東京弁護士会が報告書  
を作成していたものであり、李哲氏の再審無罪の  
証拠になったという。



『長東日誌』  
(東方出版 税込 3850円)





## 交流を続け、 同じ目標に向かってがんばっていききたい

～李哲さんをお迎えして～

弁護士 空野 佳弘

### <今回の民弁交流の内容>

2月24日(土)午後2時から午後5時までの3時間、李哲(イ・チョル)さんを労弁事務所にお迎えして韓国と日本をZOOMで結んで交流をした。韓国側参加者20人、日本側参加者17人。

李哲さんは、ご存じの方が多いと思われるが、在日韓国人政治犯で1審から3審まで死刑判決を受け、後に無期に減刑された後恩赦も受けたため、1975年から1988年までの13年間の刑務所生活の後釈放された人である。

李哲さんは1948年に熊本県人吉市で生まれ、1967年に中央大学に入学してコリア文化研究会に所属して民族的自覚に目覚め、卒業後の1973年に韓国の高麗大学政治外交学科に留学した。そして、1975年に在日同胞スパイ団事件をでっち上げられ逮捕、拷問、死刑判決を受けたのであった。

民弁交流で李哲さんの話を聞くことになった理由は、李哲さんが書いた『長東日誌』を読み、韓国の民主化の前進のおおもとにある独裁政権との命をかけた闘いを日韓双方の弁護士が知ることによって、今後の活動の教訓にすることができるというものだったと考えられる。「長東日誌」は韓国ではまだ出版されていないが、今年の3月に出版される予定とのことである。

交流の当日は、第1部李哲さんのお話、第2部事務局長小野順子さんからのインタビュー、第3部参加者からの質問という順序で進められた。李哲さんのお話はいずれも重く私たちの心に響くものであったから、この紙面で全てを取り上げることは到底できない。

人によって、印象に残ったところは異なると思うが、本とお話しの中のいくつかを取り上げたい。

### <死刑判決を受けて>

まずは、死刑判決を受けた後の李哲さんの心の持ち方である。それまで大法院の死刑判決が出た翌日に死刑の執行がなされたこともあったので、いつ執行の呼び出しがなされるかわからない。これに対する心の準備は大変であったと思われるが、李哲さんは、西大門拘留所で日帝時代に処刑された数多くの独立運動家達の戦列に自分も加わることができると思ったと話された。そして、金寿煥枢機卿の、「イエス・キリストも2000年前に何の罪もなかったのに、当時の国家保安法によって死刑判決を受けたのです」という講話により身体に電流が流れ、その後の獄中生活を勇気づけてくれたとのことである。精神の平衡を保つことは並大抵ではなかったと思われる。

しかし、ある日夜中過ぎにたたき起こされ、死刑場に向かう時の精神状態は何も考えられなかったという。幸いにそれは途中で死刑場とは別の方向に進んだのであ

るが。この話をお聞きして、死刑が如何に残酷な刑で、廃止すべきであることを示してあまりある様に思われる。

### <閔香淑さんと

#### 趙萬朝オモニの話>

次は、李哲さんを支えた婚約者の閔香淑(ミン・ヒャンスク)さんとそのオモニ(母)の趙萬朝(チョウ・マンジョ)さんのお話である。1ヶ月後に結婚式を控えた時に、李哲さんとともに閔さんも捕まり、閔さんは懲役3年6月の判決を受けた。閔さんは刑務所の中であっては李哲さんを励まし、出所した後は李哲さんの獄中闘争と一緒に闘った。閔さんは、李哲さんが13年後に釈放された時、「13年間どのように待ちましたか」という質問に対し、「待ったのではなく」「李哲を外に出すのに13年間かかった」と答えたとのことである。李哲さんは『長東日誌』の主人公は閔香淑だと話されたが、確かにその闘いの精神と二人の信頼関係は驚くばかりである。二人は李哲さん釈放直後に明洞聖堂で金寿煥枢機卿の結婚ミサで結婚式を挙げたが、数千人の人がそれに参加し、式後ソウル市庁舎までデモをしたとのことである。

趙萬朝オモニは二人の獄中闘争を支え、李哲さんを最後まで支えた。政治犯の家族会の会長と、後にできた民主化実践家族運動協議会(民家協)の共同議長にもなり、その後の韓国の民主化闘争においても重要な役割を果たされたとのことである。闘いの中で人が変わっていく姿を目にすることができる。

### <韓国における在日の政治犯>

李哲さんのお話でショックだったのは、在日の政治犯がスパイにでっち上げられたとき、韓国の民主化運動や学生運動に関わる人たちからも白い目で見られたという点である。

それほど南北分断の壁が厚く、自分が力を尽くしたいと思った祖国から見捨てられたような気持ちになったのではないかと思われる。李哲さんが釈放される1988年までには、その壁が少し崩され、李哲さんたちの闘いは韓国の民主化運動の中に位置を占めるようになったようであるが、それは並大抵のことではなかったように思われる。

李哲さんのお話は、日本側の参加者のみならず、韓国の民弁の人たちの心にも大きな衝撃を与えたようである。そして、民主化の後も実現できない国家保安法撤廃の課題が民弁の参加者から提起された。

### <李哲さんのお子さんの話>

李哲さんの娘さんは『長東日誌』をどのページを読んでも、涙が止まらなかったという。息子さんは、怖くてまだ読めていないという。

今回の交流は、韓国の民主化運動の奥底を示し、日韓双方の取り組みに大きな意義あるものとなったと思われる。



李哲さん

## 数々の組合つぶしを跳ね返して 救済命令・勝利和解

～南海興業事件～



弁護士 原 啓一郎

### (事案)

本会社では、2019年に、賃金引下げ、年間所定休日数の大幅削減(労働者は形式的には「承諾」のサインを取られていた)が行われ、2020年にさらに賃金引下げが行われようとしたところで、大阪地域合同労働組合の分会が結成され、賃金引下げへの不同意の通知や、複数回の団体交渉が行われるに至った(これによって2019年の賃下げ分の賃金を支払わせた)。これに対し、ワンマン代表者が率いる本会社は団交への対応はそこそこに2020年の賃金引下げが強行され、さらに次のような行為がなされた。①会社幹部(総務部長)による組合員個人への脱退勧奨(同文面の脱退届が複数提出もされてきた)、②代表者や会社幹部等(事業部の部長、代表者の親族である会社の公式運転手)による組合を敵視する言動、③(シフトを割り当てず休業・欠勤扱いとするという)仕事外し、④不利益な異動命令(収入の減る部署、経験のない仕事)、⑤それに従わないことを理由とする懲戒(譴責)処分、⑥分会長を突然解雇(組合結成より数年前の「着服」を主な理由とし、別の退職者が出たことも帰責された。当該退職者や非組合員の従業員や関連業者名で、分会長に不利な内容の「情報提供」や「アンケート」が大量に作成・提出された)。

2021年7月、組合員7名と組合が原告となって、会社・代表者・総務部長を被告として、未払賃金、分会長の地位確認、不当労働行為による損害賠償請求などを求めて大阪地裁に提訴した。代理人となったのは、労弁団員からは筆者、藤原航弁護士、三輪晃義弁護士で、団員以外からは西村貴胤弁護士、田中萌奈美弁護士であった。

係争等の経過：2020年12月中旬組合が自力で不当労働行為救済申立(大阪府労委)、同月下旬上記解雇、2021年7月上記提訴、2022年3月労委結審、2023年2月裁判所での一部和解(不当労働行為と絡まない論点について和解妥結)、2023

年8月労委救済命令、10月裁判所尋問手続(双方で6名)、12月裁判所和解妥結。

(結果、成果)

労働委員会命令では、団体交渉についての不誠実団交、①について1人についての脱退勧奨、②について会社関係者による5つの言動、③とそれによる給与減額、④の3名の異動、⑤の譴責処分が、不当労働行為と認められ救済命令を得た。なお⑥の解雇の点は申立の趣旨に入れず裁判での係争とすることにした。

裁判所での尋問手続を経て(この過程は必要であった案件と言えた。会社側の嘘、詭弁や「着服」とは言えない事情をかなり浮き彫りにできた)、最終和解においては、⑥の解雇が無効であるとの心証開示を前提として、分会長の職場復帰(形式は再就職)、解決金の支払い(労委命令の内容のうち残っていたものの履行、2020年の賃下げ分の和解時までの回復、原状回復のみならず不当労働行為による慰謝料(個人原告について20万円～50万円、組合について100万円の請求のうちの一部)を含んだ数字のもの)、異動と懲戒処分の無効の確認、今後の異動や配属について会社の裁量に釘を刺す内容、会社及び代表者が不当労働行為を行わないことを誓約する内容が盛り込まれ、勝利和解の妥結となった。

(振り返り)

十分な内容の成果を勝ち取れた要因として、狙いうちが明らかな事案であったこと、録音などの証拠が比較的あったこと、組合の労委追行担当と弁護団が頑張ったことがあった。また必須であったと思うのは、解決までそれなりに長期間(労委の結審から命令まで1年半近く待たされた期間が最も難儀であった)、組合が職場での活動を継続し(春闘や、関係企業・団体への支援要請活動、コンプライアンス違反の追及も含め係争手続への関与、新たに起こる不当労働行為への対応など)、仲間のつながりを維持できていたこと、またその要因として、解雇となっていた分会長を含め複数中心人物がおり活動に継続的に参加していたことがあったように思う。

他件において、参考としていただける部分があれば幸いである。

## 日雇労働者の地位確認を認めた 画期的な判決！



～近江アサノコンクリート事件大阪高裁判決～



弁護士 渋谷 有可

〔1 事案の概要〕阿部政彦さんは、1992年に近江アサノコンクリート株式会社（O社）に正社員のみキサー車運転手として雇用されました。1999年頃の経営合理化で日々雇用となったものの、その後も専らO社で月13～18日雇用され続けました。2017年にはO社が公共職業安定所から行政指導を受けたため、阿部さんを日雇労働被保険者から一般被保険者に切り替え、その代わりに月18日就労保障の上、基本給に加えて指導手当を支給するようになりました。ところが、2018年12月、O社より「1か月間出荷自粛を余儀なくされている」「来年1月以降も不確定であり、従来のような雇用は不可能」との本件通知を受けました。

なお、阿部さんは関生支部の組合員ですが、本件の背景には2018年7月以降にO社の当時代表取締役や関生支部の組合員が逮捕されたという事情がありました。

2019年6月、本件通知は無効であるとして地位確認と未払賃金の支払を求めて大津地裁に訴訟を提起しました。

〔2 主要な争点〕本件の主要な争点は、日々雇用（期間の定めのある労働契約）を前提として、本件通知が雇止めとして有効かどうか（労契法19条の類推適用があるかどうか）です。

〔3 判決の内容〕2022年2月25日の大津地裁判決は、完敗でした。すなわち、阿部さんは一度退職金を受領して退職した後は日雇契約を前提として稼働していること、O社が上記行政指導を受けて別の事業所でも稼働するよう伝えたのに阿部さんが拒否したこと、本件通知ときに阿部さんがO社での勤務条件と同程度以上の条件で他の事業所で稼働することが困難だったと認めることもできないことなどから、雇用継続の合理的期待を生じさせる事情があったとまではいえない（同条の類推適用は認められない）と判断されました。

しかし、2024年2月13日の大阪高裁判決は、大津地裁判決を覆して阿部さんの満65歳までの日雇契約上の地位と未払賃金の支払を認めました。

まず、日雇契約は、あくまで稼働日ごとに存在し、稼働していない日には契約が存在していないから、同条1号を類推適用できないとしました。一方で、約19年にわたり月13～18日程度の稼働が安定的に継続され、2018年4月以降は基本給に加え指導手当を受給して賃金も正社員時代に劣らない手厚い待遇になり、本件通知当時既に60歳に達していた阿部さんが同程度の条件で他の事業所で稼働することは困難であったと認められる本件では、今後も従前と同程度の日々雇用における稼働が認められる状態が継続することについて合理的な期待やそれを保護する必要性があるとして同条2号の類推適用が認められました。その上で、O社が主張していた雇止め理由（大津協組からの出荷自粛要請による売上の減少）については、自粛期間終了後の影響は長い眼で見ると一時的なものにとどまると考えられ、阿部さんの稼働を一気に恒常的かつ完全になくさなければならぬ事情があったとは認められないから雇止めとして無効と判断されました。ただし、O社の就業規則との関係で満65歳を超える期間にわたって合理的な期待があったとは言えないから、認められる雇用継続は2022年末までとされました。

〔4 感想〕先例が極めて乏しい中で、日々雇用でも労契法19条2号の類推適用の余地があるとしたこと、類推適用の結果「1か月あたり従前と同程度の日数の稼働をする日々雇用の存在」を前提に地位を認める判断を示したことは画期的です。

このような経験をさせていただくことができ、長く共に闘ってくれた阿部さん、関生支部、三輪晃義弁護士、森博行弁護士と今般の刑事弾圧を経て数多くの関生支部案件を捌く中で私に声を掛けてくれた永嶋靖久弁護士に感謝申し上げます。



## 関生支部組合員7名に無罪判決（確定）！

弁護士 太田 健義



今年の2月6日、大津地裁で関生支部組合員9名が恐喝未遂罪（3名）や威力業務妨害罪（6名）で起訴された事件の判決言い渡しがあり、7名が無罪となり、検察官は控訴せずに無罪判決が確定した。

この事件は、滋賀県内で生コン協同組合に加盟していない業者が生コンを納入する建設現場で、コンプライアンス違反等の不備を指摘する活動（以下「コンプラ活動」）を行っていた組合員2名が、生コン供給契約を変更させる目的であったとして恐喝未遂罪で起訴され、施工業者の支店でビラ撒きをした組合員7名の内1名は恐喝未遂罪、6名は威力業務妨害罪で起訴されたというものである。

同じ事件は昨年3月にすでに判決（以下「前事件判決」）があり、全員が有罪とされていたこと、今回の裁判体は前回の裁判体と左陪席以外は同じであったことから、今回も厳しい判決が予想されていたが、9名中7名が無罪というのは、嬉しい結果であった。

無罪の理由は、7名はいずれも滋賀県内のブロックに所属していないため、滋賀県内の状況を十分に把握しておらず、事情が分からないままにビラ撒きに参加したため、故意及び共謀が認められないというものであった。検察官は、関生支部は上意下達の組織で、執行部が決めた方針は末端の組合員に周知徹底されていると主張していたが、裁判所はその主張を排斥した。

個人的には、7名の内3名は執行委員という肩書きがあったことから、3名は控訴されるのではないかと心配していたが、7名全員の無罪判決が確定して、ホッとしている。

もともと、判決自体はコンプラ活動の正当性を認めていないし、滋賀県内のブロックに所属している組合員がビラ撒きをすれば、それだけでも恐喝罪の成立を認めるような内容であったことから、内容的には非常に問題点が多い。前事件判決では、コンプラ活動について、「些細な違反について繰

り返し指摘」と認定するものの、どれが些細な違反でいつ繰り返し指摘したかを全く指摘していなかったことから、今回の事件での弁論の最後に、私は、「些細な違反について繰り返し指摘」というのは証拠に基づかない認定だ、事実がないから証拠も摘示出来ないのだ、今回の判決では証拠に基づいて認定すべきだが出来るはずがない、と裁判官に訴えた。しかし、今回の判決でも、やはり「些細な違反について繰り返し指摘」と認定され、当然、証拠の摘示や具体的な内容について言及はなかった。

最も酷かったのは、組合活動の正当性について、全く判断していないことである。前事件判決では、恐喝罪の構成要件に該当するから違法性は阻却されない、などとの判示であったため、今回の弁論では、司法試験に落ちるレベルだと指摘し、組合活動の正当性（違法性阻却事由）についてはしっかりと判断すべきだと訴えたが、わずかに労契法1条2項に言及するものの、やはり、組合活動の正当性は判断しておらず、前事件判決と同じ判示であった。

今回の判決は、内容的には問題が多すぎるものではあるが、7名の無罪が確定したことは素直に喜ぶたい。これで、一連の関生支部への刑事弾圧で無罪判決が確定したのは延べ11名となった（今回の7名の内2名は、和歌山事件でも無罪が確定している。）。現状の刑事裁判の無罪率からすれば、驚異の無罪率である。関生事件がでっ上げ事件であることが明らかとなっている。

